

枚方市条例第 32 号

東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「令」という。」を削る。

第4条第1号イを次のように改める。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する営業の用に供する建築物

第4条第1号ハを削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に同号ロとして次のように加える。

ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第2条第1項に規定する畜舎等

第4条第1号ニ中「第2号及び」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) III地区内 前号イからハマまでに掲げる建築物

第6条第2項中「外壁等」を「II地区内においては、外壁等」に改める。

附 則 [令和6年6月20日公布]

この条例は、地区計画の区域の拡大等に係る東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の変更に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示の日から施行する。